

広島県告示第四百六十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営城東住宅、県営港町住宅、県営泉住宅、県営南泉住宅、県営吉津住宅、県営向ヶ丘住宅、県営高屋住宅、県営引野住宅、県営日吉台住宅、県営城興ヶ丘住宅、県営蔵王住宅、県営駅家住宅、県営神村住宅、県営南松永住宅、県営府中住宅及び県営高木住宅並びに県営城東住宅駐車場、県営港町住宅駐車場、県営泉住宅駐車場、県営南泉住宅駐車場、県営吉津住宅駐車場、県営向ヶ丘住宅駐車場、県営高屋住宅駐車場、県営引野住宅駐車場、県営日吉台住宅駐車場、県営城興ヶ丘住宅駐車場、県営蔵王住宅駐車場、県営駅家住宅駐車場、県営神村住宅駐車場、県営南松永住宅駐車場、県営府中住宅駐車場及び県営高木住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり指定した。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
株式会社 東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号	令和七年三月一七日	令和七年四月一日～ 令和十二年三月三十一日